

「こども誰でも通園制度」の利用者及び事業者のニーズに
応えられる制度構築及び財政措置を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

2025（令和7）年度の法制度化、2026（令和8）年度の全自治体での制度実施を見据え、昨年度に行われたモデル事業で効果を検証した上で、今年度から各地で試行的事業が行われており、本市においても「札幌市こども誰でも通園制度」を試行的に実施している。

試行的事業では、職員配置や設備の基準、一人当たりの利用の上限時間が全国で一律など、今後の本格実施に向けて、地域の実情に合わせた柔軟な制度の導入及び育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のため、更なる整理が必要である。

よって、国会及び政府においては、試行的事業の結果を踏まえ、利用者及び事業者のニーズに応えられる制度の構築と、その制度を維持するための財政措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策）

（提出者）民主市民連合、公明党、坂元・荒井及び日本維新の会
所属議員全員並びに山口かずさ山口かずさ議員、
未来さっぽろ成田祐樹議員、大地さっぽろ脇元繁之議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員